

## 複数の大学による大学院の設置形態について

### ○設置の形態

複数の大学が協力して大学院を設置する場合、

(1) 連合大学院制度 ※大学院設置基準第7条の2

(2) 共同実施制度 ※大学院設置基準第31条(共同教育課程の編成)

という代表的な形態がある。

(1)においては、いずれかの基幹となる大学院に研究科を設置し、教員・学生は基幹校に所属し、基幹校の名義で学位を授与することとなる。

(2)においては、各構成大学にそれぞれ共同学科等の組織を設置し、教員・学生は各構成大学に所属し(ただし、学生はどの大学に本籍を置くかを定める)、複数の大学が連名で学位を授与することとなる。

また、(2)では、大学間で共同教育課程の編成・実施に関して必要な基本的な方針(収容定員、教員配置、教育研究の内容、経費配分、授業料の取扱い等)を取り決め、協定を締結する必要がある。

### ○形態の比較

	(1) 連合大学院制度	(2) 共同実施制度
組織	基幹となる大学院に研究科を設置	各構成大学に共同学科等の組織を設置
教員	基幹となる大学院に所属	各構成大学に所属
学生	基幹となる大学院に所属	各構成大学に在籍 ただし、本籍を置く大学を決定
教育課程	基幹となる大学院において必要な授業科目等を自ら開設	複数の大学が共同して一つの共同教育課程を編成
学位	基幹となる大学院の名義での学位授与	複数の大学が連名で学位授与